

特定自動運行許可申請手続について

特定自動運行を行おうとされる方は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会の許可が必要となります。

申請方法

1 申請受付時間

午前9時0分から午後5時45分までの間（土・日・祝日を除く）

2 申請窓口

大阪府警察本部交通部 交通総務課企画第六係 電話 06-6943-1234 内線50261

※ 警察署での受付は行っていません。

3 申請手数料

79,200円

（申請時に振込用紙をお渡ししますので、最寄りの金融機関で振込みをお願いします。）

4 申請書類等

（申請書類）

① 特定自動運行許可申請書（記載例参照）

② 特定自動運行計画書

（定まった様式はありませんが、下記ア～エの内容につき記載してください。）

ア 特定自動運行用自動車

- 車名、型式、登録番号
- 車両番号及び車台番号
- 長さ、幅、高さ
- 自動運行装置にかかる使用条件

イ 特定自動運行に関する事項

- 特定自動運行の経路
- 特定自動運行を行う日及び時間帯
- 特定自動運行により運送される人または物
- 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況
- 特定自動運行を行うための前提となる道路構造並びに特定自動運行中並びに運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

ウ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先

エ 特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置

- 特定自動運行主任者（以下「主任者」という）等に対する運行前の教育の具体的内容、実施方法

- 主任者、現場措置業務実施者の指定の方法
- 特定自動運行用自動車の周囲の映像音声を確認できる装置、人員その他の体制及び交通事故があった場合の措置及びそれを講ずるための主任者を乗車させる措置
- 自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である表示の具体的方法
- 交通事故があった場合の措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順
- 自動車が踏切で特定自動運行を終了した場合に鉄道事業者等への通報するための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順
- 自動車が本線車道、これに接する路肩若しくは路側帯で故障等で停車した場合の停止中であることの表示の具体的方法
- 自動車が本線車道等において故障等で停車した場合の移動措置を講ずるための必要な設備、人員その他の体制及び措置の手順

(添付書類)

- ③ 自動車検査証の写し又は自動車検査記録事項が記載された書面
- ④ 住民票等の写し
許可を受けようとする者が、
 - 個人の場合・・・住民票の写し
届出をする者が住民基本台帳法の適用を受けない場合は、旅券、外務省が発行する身分証明書又は権限ある機関が発行する身分証明書
 - 法人の場合・・・登記事項証明書及び役員の住民票の写し
役員が住民基本台帳法の適用を受けない場合は、旅券等の写し
- ⑤ 特定自動運行用自動車を管理する場所等の設備状況を明らかにした図面又は写真
- ⑥ 人又は物の運送を目的とする特定自動運行が、地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められることを明らかにする書類

5 注意事項

書類に不備等があれば、追加の書類の提出を求めたり、受理できない場合もありますので、申請手続き前に、必ず上記申請窓口まで連絡をお願いします。また、事前協議が必要な場合もありますので、特定自動運行を計画されている方は、早めの連絡をお願いします。